

単施田泥委 1		設 計		精 算	
委託費 ： 一金 円（1 t あたり）					
年度 ： 令和 8 年度、令和 9 年度、令和 1 0 年度					
委託名 ： 田主丸浄化センター脱水汚泥処理業務委託					
委託場所 ： 久留米市田主丸町益生田 田主丸浄化センター					
委託期間 ： 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 1 年 3 月 31 日までとする。					
[委託内容]					
・ 脱水汚泥の収集運搬、処分					

田主丸浄化センター脱水汚泥処理業務委託設計書

名称	工種	種別	数量	単位	単価	金額	摘要
脱水汚泥の収集運搬、処分		脱水汚泥	1	t あたり			
業務価格		計					
消費税及び地方消費税の額							10%
業務委託料		合計					(1t あたり)

久留米市

田主丸浄化センター脱水汚泥処理業務委託仕様書

本仕様書は、久留米市（以下「発注者」という。）が管理する田主丸浄化センターの下水処理過程で発生する下水汚泥（脱水汚泥）の収集運搬及び処分の委託について定めたものである。

1 委託概要

（１）業務の名称

田主丸浄化センター脱水汚泥処理業務委託

（２）対象品目（汚泥形態）

下水汚泥（脱水汚泥）

（３）処分方法

下水汚泥（脱水汚泥）の全量再資源化による、有効利用とする。

下水汚泥（脱水汚泥）を中間処理した後に再資源化を他者に委託する場合は、中間処理後に発生したものを再資源化し有効利用すること。なお、再資源化製品は、建設資材（セメント原料、人工軽量骨材等）、肥料または燃料とする。

（４）積込場所

久留米市田主丸町益生田 1101-6 田主丸浄化センター

（５）運搬車両

10 t コンテナ車又は 10 t ダンプトラック等

（６）搬出期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

2 提出書類

（１）契約時及び年度毎に提出する書類

ア 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（発着地ともに必要）

イ 産業廃棄物処分業許可証の写し

ウ 作業計画書

- ・産業廃棄物処理計画書
- ・フローシート（搬出、運搬、処理の工程がわかるもの）
- ・運搬車輛一覧（自動車検査証記録事項を添付すること）
- ・運搬経路図（地図を添付すること）
- ・緊急時連絡体制表

(2) 委託料請求時に提出する書類

- ア 完了届 (該当月分)
- イ 請求書
- ウ 処理報告書

3 産業廃棄物管理票

下水汚泥の処理に際して必要な産業廃棄物管理票は電子マニフェストを使用するため、JWNET に加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

4 委託料

- (1) 1 t あたりの単価契約とする。
- (2) 汚泥量は搬出ごとに計量し、1 台あたり小数点以下 2 桁までとする。
- (3) 委託料は、月毎に集計し、請求するものとする。
- (4) 取引にかかる消費税及び地方消費税の額の計算において、円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 産業廃棄物の種類・性状、発生予定数量

- (1) 田主丸浄化センターにて発生する産業廃棄物 (脱水汚泥) の種類及び性状は、次に示すとおりとする。(試験成績書参照)

ア 産業廃棄物は、汚泥 (有機性汚泥) である。

イ 汚泥は脱水助剤として、高分子凝集剤を使用して脱水している。

ウ 含水率は 85%以下である。(概ね 82%~84%)

エ 汚泥の荷姿は、バラである。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 項に定める特定有害産業廃棄物には該当しない。

カ 年間の発生予定数量は、以下のとおりである。

なお、予定数量は入札公告時点での見込量であり、予定数量から増減する可能性があり、確定量ではない。

・令和 8 年度 : 6 6 0 t

・令和 9 年度 : 7 1 0 t

・令和 1 0 年度 : 7 5 0 t

キ 1 ヶ月あたりの最大の発生予定数量は以下のとおりである。ただし、汚泥の濃縮状況・運転時間の変更等による増減の可能性がある。

・ 7 6 t (1 ヶ月あたり):

※ 1 回あたりの搬出量上限は 7 ~ 9 t とする。

6 委託内容

- (1) 本委託は、汚泥脱水設備（汚泥貯留ホッパー）から脱水汚泥をコンテナ又はダンプトラックに積み込み、処分先へ運搬した脱水汚泥を有効利用により、処理処分するものである。
- (2) 汚泥の運搬に必要な車両・燃料等資機材はすべて受注者で準備すること。
- (3) 収集運搬車両は汚泥の流出・飛散、臭気の発散及び脱離液の漏洩を防止し、適正に収集運搬できる構造（カバーを施す等）で、産業廃棄物収集運搬用として許可されたものであること。
- (4) 運搬車両が汚泥脱水設備の室内に入庫可能であること。
- (5) 処理処分量は、脱水処理工程等の都合により変動の可能性があるため、注意すること。
- (6) 処理処分量は、計量法の定めによる検定に合格した計量器にて計量すること。
- (7) 搬出は土曜日、日曜日及び祝日を除き搬出可能とするが、大雨、台風、地震、場内停電作業、工事車両の待機等により、搬出を中止する場合がある。
搬出時間は9：00～11：00、13：00～16：00の間とする。
搬出は発注者と協議の上、田主丸浄化センターの下水処理に支障がないように計画的に実施すること。
また、汚泥処理工程等の都合により、増・減車、搬出日の追加、減少、搬出時間を変更する場合がある。その場合は受注者に事前に通知するものとする。
- (8) 発注者は、必要があると認められる時は、受注者の業務の実施状況及び最終処分状況について随時調査を行い、受注者に対して所要の報告、資料の提出及び必要と認める指示をすることができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項は、発注者受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

7 法規等の遵守

- (1) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、その他関係法令を遵守し、不法行為を行ってはならない。
- (2) 受注者は、浄化センターの施設に対して汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに現状復旧しなければならない。
- (3) 受注者は、近隣関係者とトラブルが生じないよう十分注意し、処理処分に努めること。万一、第三者との間にトラブルが生じた場合、速やかに自らの責任で対処しなければならない。

8 再委託

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、廃棄物処理法第 14 条第 16 項のただし書きにより本委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、廃棄物処理法及び関係法令の規定により、「再委託承諾願」を事前に提出し、市の承諾を得ること。
- (3) 受注者は、本委託業務を他の者に再委託する場合、再委託となる者に本仕様書及び契約内容を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託する内容に変更が生じた場合、直ちに市の承諾を得ること。

9 契約解除時における産業廃棄物の処理

発注者及び受注者は業務委託契約書の定めにより、契約を解除した場合において、発注者から引き渡された産業廃棄物が未だ処分の場所に運搬されず又は同所において処分されずに残っている場合は、速やかに発注者及び受注者において協議の上、受注者は協議に基づきこれを適正に処理すること。

10 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。

11 障害者差別解消法に関する事項

受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

試験成績書

久留米市企業管理者 石原 純治 様

計量証明事業所 株式会社 録 第96号
本社：静岡県藤枝市 田主丸浄化センター
事業所：鹿児島県 鹿屋市 中原2265番7
TEL：0995-43-8501 43-6475
環境計量士（濃度関係）

受付年月日	令和7年11月6日	受付方法	採取
採取年月日	令和7年11月6日	採取時刻	10時20分
採取者			
試料名	脱水汚泥		
採取場所	田主丸浄化センター		
特記事項	水分含有量は現物あたりの値であり、その他の表記は乾物あたりの値である。		

（採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。）
ご依頼を受けました上記試料について試験した結果を下記の通り報告致します。
（採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。）

試験項目	単位	試験結果	試験方法
銅全量	mg/kg	341	肥料等試験法(2024) 4.10.1.a
亜鉛全量	mg/kg	255	肥料等試験法(2024) 4.9.1.a
クロム	mg/kg	50 未満	肥料等試験法(2024) 5.5.a
カドミウム	mg/kg	0.5 未満	肥料等試験法(2024) 5.3.a
鉛	mg/kg	10 未満	肥料等試験法(2024) 5.6.a
ヒ素	mg/kg	5 未満	肥料等試験法(2024) 5.2.a
水銀	mg/kg	0.2	肥料等試験法(2024) 5.1.a
ニッケル	mg/kg	30 未満	肥料等試験法(2024) 5.4.a
水分含有量	%	83.8	肥料等試験法(2024) 3.1.a
－ 以下 余 白 －			
備考：			

※試験結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
当社の許可なく、本試験成績書の一部を複製し使用することを禁止します。

試験成績書

久留米市企業管理者 石原 純治 様

計量証明事業所 登録 第96号
株式会社 ンター
本 社：静岡県藤枝市
事業所：鹿児島県 中原2265番7
TEL：0995-43-850 43-
環境計量士（濃度関係）

受付年月日	令和7年11月6日	受付方法	採取
採取年月日	令和7年11月6日	採取時刻	10時20分
採取者			
試料名	脱水汚泥		
採取場所	田主丸浄化センター		
特記事項			

（採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。）
ご依頼を受けました上記試料について試験した結果を下記の通り報告致します。
（採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。）

試験項目	単位	試験結果	試験方法
カルシウム又はその化合物	mg/L	0.009 未満	JIS K 0102-3 14.5
アンモニア化合物	mg/L	0.1 未満	昭46環境庁告示第59号付表1
有機リン化合物	mg/L	0.1 未満	JIS K 0102-4 7.2.1及び7.2.3
鉛又はその化合物	mg/L	0.03 未満	JIS K 0102-3 13.5
六価クロム化合物	mg/L	0.15 未満	昭48環境庁告示第13号別表第1
砒素又はその化合物	mg/L	0.03 未満	JIS K 0102-3 20.5
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	昭46環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	昭46環境庁告示第59号付表3
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005 未満	昭46環境庁告示第59号付表4
トリクロエチレン	mg/L	0.01 未満	JIS K 0125 5.2
テトラクロエチレン	mg/L	0.01 未満	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 未満	JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	JIS K 0125 5.2

備考：

※試験結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
当社の許可なく、本試験成績書の一部を複製し使用することを禁止します。

試料名	脱水汚泥
採取場所	田主丸浄化センター

[illegible]

当社の許可なく、本試験成績書の一部を複製し使用することを禁止します。

